

いじめ防止等対策の取り組みについて

福井工業高等専門学校

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に基本計画を教員会議において周知した	全教職員への理解促進のため、学内共有サイトへの掲載により日常的に閲覧できる体制を整備した	R6.10実施済み
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	5月8日、6月12日、11月10日、1月19日、3月15日、3月27日の年6回開催した。	引き続き定期的に開催	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	3月22日に大講義室において、池坊短期大学学長桶谷守氏を講師に招き教職員対象の講習会を行った。	引き続き定期的に開催	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初に基本計画を教員会議において周知した	定期的な周知を行い、いじめ対策委員会の存在意義を定着させる	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	年度当初に基本計画を教員会議において周知した	本校HPにおいても共有している	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	基本計画に明記している。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や学生主事団への情報共有を呼びかけている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	基本計画に明記している。	本年度は、2回の全校説明会内で重大事態の定義について説明を行った。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	できている。	引き続き、日常的な情報共有を行う	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	反映している。	基本計画、プログラム、マニュアルについて再検討する。	R7.3改正予定
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	昨年度は学生向けに年3回実施している。	本年度は4回実施予定である。いじめ防止等対策委員会で情報共有を行っている。	R6.10実施済み
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしていると同時に、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーには、必要に応じて、委員会に参加いただくことになっている。	本年度にいじめ防止等対策委員会の規則改正を行う予定であり、委員会の構成員の一人とする予定である	R7.3改正予定
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	4月20日(3年生対象)、5月31日(4年生対象)、7月20日(2年生対象)、10月12日(1年生対象)の講演会を実施した。事前に講演を録画したものを学年ごとに視聴してもらった。	引き続き全学生を対象に研修を実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	講演会の中で実施している。	全学生に配付している「STOP いじめハズメ」という冊子の中でも周知すると共にいじめアンケートの質問項目でいじめの例を示している	
14	学生自らが、いじめ問題が主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	講演会を実施している。	来年度は「いじめ防止週間」を学事日程に組み込んだ。いじめ防止の標語を学生に募集する	R7.2実施予定
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPや入学式後に行われる学生主事講話、学生相談室長講話の中で周知している。	引き続き周知を行っていく	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	保護者に連絡をしていないケースがあった。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えた。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者会議では、基本計画の内容を説明しなかった	外部有識者会議でいじめ防止等基本計画の内容について説明する機会を設ける仕組みを作る	R7.3改正予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	昨年度において、警察に連絡が必要ないじめは発生しなかった。	最寄りの警察署署長に講演していただいた際に、連携をお願いした。	R6.7実施済み